

## 平成24年度健全化判断比率等の公表について

### 1. 平成24年度 西宮市の健全化判断比率・資金不足比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要となる行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

平成20年4月からすでに法律の一部が施行されていましたが、平成21年4月からは法律の全体が施行され、それぞれの指標が国で定める基準を超えた場合には、財政の早期健全化、財政の再生及び公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することが義務付けられました。

西宮市の平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。いずれの指標も基準内でしたので、財政健全化等の計画を作成する必要はありませんでした。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額が生じていません。なお、実質収支は38.3億円（3.98%）の黒字、連結実質収支は117.7億円（12.23%）の黒字です。

また、実質公債費比率は8.5%で、主に市債の元利償還金などが減少したことにより1.3ポイント低下しています。将来負担比率は54.8%で、主に地方債残高が減少したことにより10.6ポイント低下しています。

健全化判断比率				
指標	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	— %	— %	11.25%	20.0%
(2) 連結実質赤字比率	— %	— %	16.25%	30.0%
(3) 実質公債費比率	8.5%	9.8%	25.0%	35.0%
(4) 将来負担比率	54.8%	65.4%	350.0%	—

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「—」と表示しています。

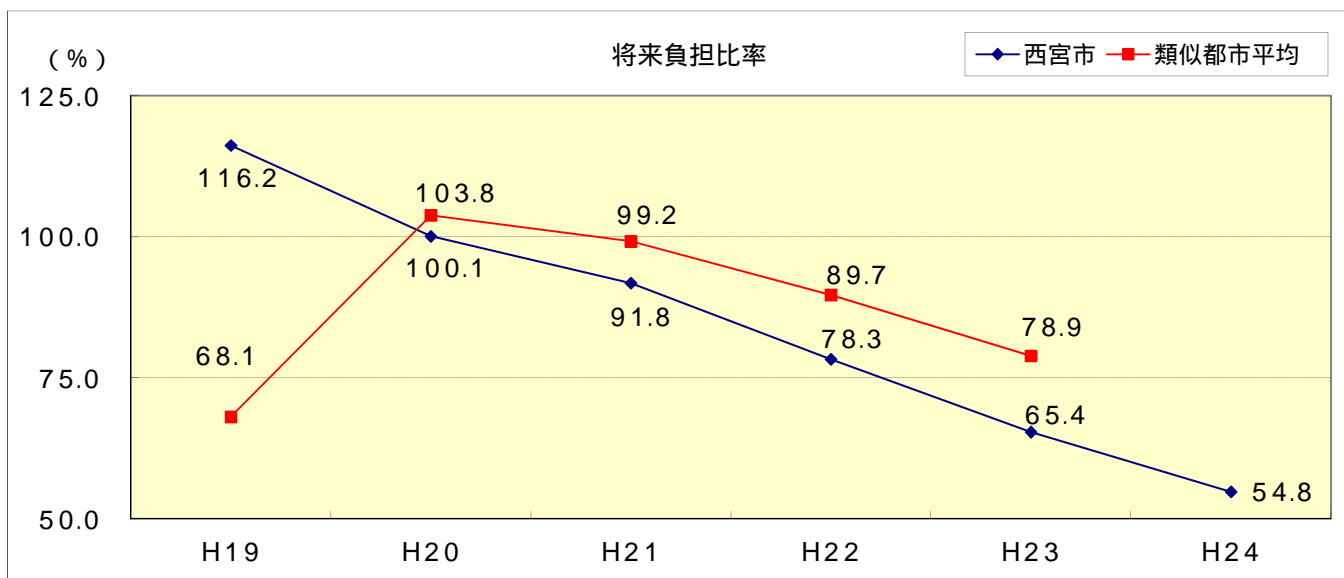
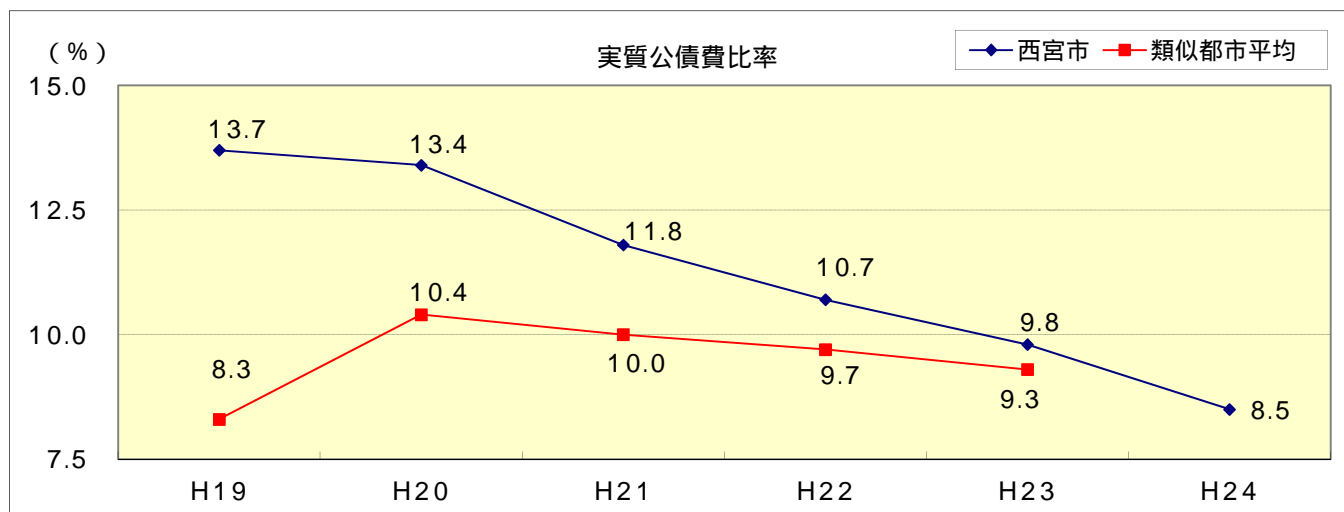
資金不足比率（法適用企業）			
公営企業会計	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
水道事業会計	— %	— %	20.0%
工業用水道事業会計	— %	— %	
中央病院事業会計	1.1%	— %	
下水道事業会計	— %	— %	

資金不足比率（法非適用企業）			
特別会計	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	— %	— %	20.0%

平成24年度の中央病院事業会計以外の会計は、資金不足額が生じていないため、「—」と表示しています。

特別会計のうち、地方公営企業法非適用の公営企業に該当する会計がこの指標の対象となります。

## 2. 実質公債費比率・将来負担比率の推移



類似都市平均は、H19は -3類型、H20以降は中核市である団体の数値をもとに算定。  
 実質公債費比率及び将来負担比率が「一」の団体は「0」でカウントし、単純平均により算定。

### 3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じた、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものです。

#### 健全化判断比率の公表等

毎年度、4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。

#### 財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告しなければならないこととされています。

#### 財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすること等を目標として財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

#### 公営企業の経営の健全化

公営企業（水道や下水道等）を運営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならないこととされ、これが経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこととされています。

#### 法律の施行等

健全化判断比率の公表は、平成19年度決算から適用し、その他の義務付け等の規定については、平成20年度決算に基づく措置から適用されています。

#### 4. 健全化判断比率・資金不足比率の対象範囲

対象	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
<b>一般会計</b>					
特別会計（公営企業会計に属するものは除く）					
区画整理清算費特別会計					
中小企業勤労者福祉共済事業特別会計					
公共用地買収事業特別会計					
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
国民健康保険特別会計					
介護保険特別会計					
農業共済事業特別会計					
後期高齢者医療事業特別会計					
<b>公営企業会計</b>					
水道事業会計					
工業用水道事業会計					
中央病院事業会計					
下水道事業会計					
食肉センター特別会計					
<b>一部事務組合</b>					
阪神水道企業団					
丹波少年自然の家 後期高齢者医療広域連合					
<b>公社</b>					
土地開発公社					
<b>その他、市が損失補償している団体等</b>					
兵庫県信用保証協会					
阪神福祉事業団 西宮市住宅整備資金等融資					

資金不足比率は会計ごとに算出します。

## 5. 健全化判断比率等における各指標について

(1) 実質赤字比率...一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(1)に対する比率です。  
本比率は黒字か赤字かを判断する指標で、家計で言えば、年間の赤字が年収に占める割合を示したものです。

(2) 連結実質赤字比率...公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率です。

本比率は実質赤字比率を特別会計・企業会計を含めた全会計に適用したもので、家計で言えば、2世帯家族の年間の赤字の合計が親世帯の年収に占める割合を示したものです。

(3) 実質公債費比率...一般会計等が負担する公債費の元利償還金及びそれに準ずるものの標準財政規模を基本とした額(2)に対する比率です。

本比率を家計で言えば、年間の住宅ローンなどの借入金返済額が年収に占める割合を示したものです。

(4) 将来負担比率...一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含む)の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

本比率を家計で言えば、住宅ローンなどの借入金残高と貯金の状況をもとに、将来見込まれる負債が年収の何年分に相当するかを示したものです。

(5) 資金不足比率...各公営企業の資金不足額の事業規模(料金収入の規模)に対する比率です。

本比率は公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示しています。

- 1 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模
- 2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額